

是正又は改善が必要な事項【総合政策部】

企画政策課

1 第3次唐津市総合計画策定及び行政評価制度見直し支援業務プロポーザル審査委員会委員への謝礼金について [意見・要望事項]

標記審査委員会は、第3次唐津市総合計画策定及び行政評価制度見直し支援業務を実施するに当たりプロポーザル方式により業者を選定するため、第3次唐津市総合計画策定及び行政評価制度見直し支援業務プロポーザル審査委員会設置要綱に基づき設置されたもので、その委員は3名の外部委員と、職員からなる3名の内部委員から構成されており、主な所掌事務は「業務の参加資格に関する提出書類及び企画提案に関する提出書類の審査並びに評価に関すること」、「業者の選定に関すること」となっている。

プロポーザルによる業者選定に当たり、一次審査として応募者の参加資格に関する提出書類の審査を、二次審査として委員を招集し、プレゼンテーションによる審査を行い、同日に審査委員会を開催し、業者を選定されていた。

二次審査及び審査委員会へ出席した外部委員に対し、謝礼金が支払われていたが、一次審査については書類審査のみで、参集することもなかったため謝礼金は支払われていなかった。ここで謝礼金とは、報償費から支払われるもので、役務の提供に対する謝礼的意味を持つものであり、一次審査についても所掌事務に掲げる書類審査を実施し、役務の提供を受けていることから、謝礼金を支払うことも考えられたと思考する。

本市においては、要綱により設置された委員会等の委員の謝礼金の取扱いについて統一した基準がなく、唐津市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例に定める附属機関等の委員の日額報酬を準用しているものや、予算要求時の講師等謝礼金に係る単価表に基づくものなど、それぞれ担当課で判断しているところであり、その謝礼金が会議出席に対する謝礼なのか、職務遂行に対する謝礼なのかが明確となっていないものがある。

全庁的な取扱いについて検討されたい。

情報政策課

1 備品の管理について [指摘事項]

令和6年度海底ケーブル保守業務において、予備ケーブル等を業務の契約相手方施設に保管されていると業務仕様書に記載があったことから備品としての登録状況を確認したところ、予備ケーブル等は令和5年度に海底ケーブル等製造委託業務（81,268,000円）により製造及び納品されて以降、備品台帳に未登録のままとなっていた。

適正な事務処理をされたい。

浜玉市民センター地域支援グループ

1 自営柱土地賃貸借契約について [指摘事項]

令和6年度において、唐津市有線テレビジョン浜玉センター線路網に係る自営柱等の敷地として、民地を賃借するため土地賃貸借契約を締結しているが、その契約の中で、支線の追加に伴い、令和7年3月24日付けで既存の電柱1本と支線1本をあわせた新たな土地賃貸借契約（以下「新契約」という。）が締結され、既存の電柱1本に係る契約については、相手方と口頭にて契約を解消した旨、起案文書に記載されているものがあつた。

一般に口頭による契約の締結及び契約解消も有効ではあるものの、後々の紛争等トラブルを防止するためにも、書面により行うべきであつたと思つ考する。

また、新契約における賃貸借期間は契約書第3条において、契約の日（令和7年3月24日）から令和7年3月31日までとされ、賃貸借料は第4条第1項において「電柱又は支線並びにラット1本につき年額600円を乗じて得た額とする」と、同条第2項において「甲は、前項の定めにより算出した賃貸借料を乙があらかじめ指定した口座に年度末までに振り込むものとする」と規定されており、新たな債務が発生する内容の契約書となつていた。市より貸主に支払が行われた形跡がなかつたため、担当課に確認したところ、支線1本の追加分に関しては、貸主と新年度からの契約において支払をすることで合意しているとのことであつたが、新契約において、その合意の内容が正しく反映されているとは言えないものであつた。

契約書とは、取引などに関する当事者間の合意事項を記載したものであり、また、法的拘束力を持つものであるため、安易に定形的な文面だけで作成すべきものではない。そもそも今回の場合は、変更契約による対応が適当であつたと思つ考する。

適正な契約事務を行われたい。